

令和元年度 神戸市校区調整審議会委員名簿

(任期： 平成30年9月1日～令和2年8月31日)

区分	フリガナ	役職等	備考
学識経験者	シラスギ ナオコ 白杉 直子	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科教授	6期目
	ヤズミ ミサコ 八隅 美佐子	弁護士	5期目
	ヤマシタ コウイチ 山下 晃一	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科准教授	4期目
	ドウジョウ ユキ 道城 裕貴	神戸学院大学 心理学部心理学科准教授	2期目
市民・地域代表	ノマ カツヒコ 野間 勝彦	神戸市中学校PTA連合会代表 (本山南中学校)	1期目
	マルタ アヤ 丸田 文	神戸市私立幼稚園PTA連合会代表 (明舞幼稚園)	1期目
	イノウエ チヅコ 井上 智津子	神戸市婦人団体協議会理事	3期目
	イワサ コウイチロウ 岩佐 光一朗	神戸市自治会連絡協議会会長	1期目
	ハセガワ カズコ 長谷川 和子	垂水地区青少年育成協議会会長	1期目

(計9名)

令和元年度 神戸市校区調整審議会幹事名簿

幹 事 学校支援部 学校計画担当部長

よこやま たみお
横山 民夫

書 記 学校環境整備課 学級増対策担当課長

さくま はじめ
佐久間 一

執行機関の附属機関に関する条例

昭和 31 年 11 月 1 日
条 例 第 3 6 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定があるものを除くほか、本市に執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則 (略)

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)
教育委員会	神戸市校区調整審議会	神戸市立小学校・中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

○神戸市校区調整審議会規則

〔昭和 36 年 11 月 24 日〕
教委規則 第 9 号

改正 昭和 51 年 5 月 13 日教委規則第 11 号
平成 9 年 11 月 21 日教委規則第 6 号
平成 30 年 8 月 6 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 31 年 11 月条例第 36 号)第 2 条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 審議会は、神戸市立学校設置条例(昭和 39 年 3 月条例第 87 号)に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区の変更等について教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、審議会の最終意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民・地域の代表者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもつてこれを開く。
- 3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を

述べさせることができる。

(幹事長，幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置き，教育長が任命する。

2 幹事は，審議会の事務を統括・整理する。

3 書記は，幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は，教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか，議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(昭和51年5月13日教委規則第11号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月21日教委規則第6号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月6日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は，平成9年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後，最初に委嘱される委員の任期は，第4条第1項の規定にかかわらず，平成9年11月30日から平成10年8月31日までとする。

(施行期日)

1 この規則は，平成30年9月1日から施行する。